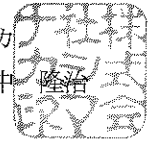


平成28年5月19日

お客様各位

株式会社シマナカ  
代表取締役 嶋中 隆治



## お知らせ

当社は、平成21年の第一号店出店以来一貫して、「金のとりから」の表示の下、日本・海外各地の店舗で唐揚げを販売しております。

当社は、原材料となる国産鶏の品質・鮮度にこだわるだけでなく、スティック状の唐揚げにして手軽に食べ歩きを楽しんでいただき、様々なトッピングを用意することで異なる味を楽しんでいただくという独自のコンセプトを確立し、これまでに、「からあげグランプリ」バラエティ部門最高金賞ほか多数を受賞しました。

これに対し、ピーコックフーズ株式会社（本社：愛媛県西条市ひうち3番地52、以下、ピーコックフーズ）は、平成24年ころから、「黄金のとりから」の表示の下、自らの店舗でスティック状の唐揚げを販売するとともに、唐揚げ用の加工済鳥肉を露天商等の顧客にも広く販売するようになりました。

そして、近年、全国の祭典等で、多くの露天商が「黄金のとりから」の表示の下、スティック状の唐揚げを販売し、消費者の皆様が当社の「金のとりから」と誤認・混同されるという事態となっております。

このため、当社は、ピーコックフーズを被告として、平成26年8月6日、商標権侵害行為・不正競争行為の差止め並びに損害賠償等を求めて、大阪地方裁判所に訴訟を提起しました。

訴訟は損害額の審理に入りましたが、この度、当社は、ピーコックフーズとの間で、概要、下記事項を内容とする和解に至り、満足できる結果を得ました。

### 記

ピーコックフーズが、

- 【1】「黄金のとりから」という商標の使用を停止する。
- 【2】当社に対して、相当額の解決金を支払う。
- 【3】当社に対して、ピーコックフーズが保有する登録商標「黄金のとりから」（登録第5573104号）に係る商標権を無償で移転する。

当社としましては、今後も、第三者が、当社に無断で「金のとりから」、「黄金のとりから」などの標章を使用することに対しては、訴訟を含めて毅然とした対応を講じ、知的財産の保護を図って参る所存です。

なお、当社におきましては、ホームページ (<http://www.kinnotorikara.jp/>) でも表示しておりますように、現時点で露店・屋台での「黄金のとりから」の販売は一切行っておりません。

消費者の皆様におかれましては、当社の「金のとりから」との誤認・混同にご注意いただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上